

平和研究 I:「女性に対する軍隊の暴力」

講義概要

田中利幸(広島平和研究所)

兵隊による強姦、軍隊による管理売春はなぜ普遍的に存在するのか？

多数の市民が在住する地域で起こる戦闘では、必ずと言ってよいほど市民女性が将兵によって強姦される。日本軍の例としては「南京虐殺事件」中の大量強姦、米軍の例としてはベトナム戦争での「ソンミ虐殺事件」中の強姦、最近の例ではボスニア戦争におけるセルビア人兵士たちによる回教徒女性の大量強姦などが上げられる。

しかし、兵士による強姦は戦時中だけではなく、平時においても基地周辺では頻繁に起きる問題である(例えば、沖縄や韓国の米軍基地周辺)。さらに、戦時、平時にかかわらず軍隊は軍による管理売春を行うこともほぼ普遍的な現象と言える(例外:民族革命軍)。

戦争、軍隊、兵士と性暴力とはどのように関連しているのであろうか？日本の「慰安婦制度」を手がかりに、この問題を考えてみよう。

慰安婦制度設立の歴史的背景

軍管理売春制度は世界各国に古くから見られる現象であるが、日本軍の海外派遣軍が売春婦を大規模に利用した初期の例としては、1918年から22年にかけての「シベリア出兵」期間中があげられる。この時期多くの兵たちが「からゆきさん」や現地売春婦を利用し、その結果、兵員間の性病感染率が急激に高まった。

慰安婦制度の設立は、こうした日本軍の経験に基づいて、元々は性病感染防止策として海軍が1932年のいわゆる「第一次上海事件」の直後に上海市内に独占売春宿を設置したのが発端であるとみなされている。陸軍もこれにならって、同年3月に上海に慰安所を設置した。しかし、慰安所、慰安婦制度が本格的に陸軍の組織的的制度として採用され急激に拡大するのは、南京大虐殺事件直後の1938年からで、主に強姦防止策として中国の各駐屯地に慰安所が作られ定着していった。

1939年、日本軍の中国侵略・駐留が華北、華中だけでなく華南にも広がると、慰安所の設置も中国全国に広がり、広東、九江にも大量の慰安婦が送り込まれていった。

組織構造と責任問題

これまでかなりの数にのぼる関連資料が見つかったが、しかし誰がどのような権限をもってこうした慰安所制度を拡大していったのか、その組織化の実態については詳細がまだ分かっていない。これまで発見された資料や証言を総合してみると、慰安所の設置は各海外派遣軍の参謀部が設置を決定し、その指示を受けた指揮下の師団、旅団、連隊の参謀や憲兵が慰安所に適した建物の確保に直接あたり、占領地域の村長など地元有力者に命じて住民女性の中から慰安婦を強制的に徴集するか、業者を使って日本、朝鮮、台湾などから集めさせたことが明らかとなっている。

慰安所設置ならびに慰安婦確保に関して東京の参謀本部と陸軍省が、各軍に直接指示を与えたということは、太平洋戦争以前にはなかったように思われる。しかし、太平洋戦争が始まると、陸軍省の兵務局が軍紀、すなわち軍のモラルの維持という面から、また医務局が性病感染防止対策面から間接的に関与していくようになったと考えられる。1942年1月からは、陸軍省が発行する身分証明書で慰安婦の太平洋地域各地への輸送を中央で統制するようになった。

慰安所設置拡大の理由と朝鮮人搾取の歴史的背景

太平洋戦争が始まると、北はアッツ島・樺太から、南はニューギニア、東はマーシャル、ギルバート諸島、西はビルマへと一挙に戦闘地域が拡大され、アジア太平洋各地に350万人あまりの日本軍兵士が進出・駐屯するようになる。これら大量の日本人兵士の性欲を満たすために、慰安所がアジア太平洋のほぼ全域に設置されていった。慰安婦の大多数が朝鮮人女生であったと考えられ、その内の多くが騙されたり、強制的に徴集されてこれらの慰安所に送り込まれていった。

慰安婦制度は、日本軍将兵による駐屯地域における民間人女性の強姦防止と性病予防対策という二つの目的を主たる理由に設置、拡大されたが、実際には、慰安所制度はこのどちらの対策としても完全に失敗に終わった。

多くの朝鮮人女性が慰安婦として利用された背景には、日本による朝鮮の植民地化の歴史的プロセスの中で発生してきた「植民地女性の性の搾取」が存在する。1920年代半ばには、ソウル市内だけで五千から六千の「労働周旋業者」、すなわち「人身ブローカー」がおり、毎年三万人近い数の、身売りしなければ生活できないような境遇にあった貧困家庭の女性たちをカフェ、食堂、飲食店などの接客業、すなわち売春業者に安く売り飛ばしていたと言われている。1920年代末から30年代初期になると、経済不況のために売春業も不振となり、そのため朝鮮

の多くの売春業者たちが客を求めて満州へと移動。満州に駐留していた日本軍将兵が最も頻繁な利用客となり、日本軍が中国各地に進出していくにしたがって業者達もそれを追う形で移動していき、軍組織の中にしだいに組み込まれていった。

慰安婦制度の特殊性

連合軍側の軍管理売春は、性病予防対策として広範囲にわたって現地部隊により運営されていたが、軍指導部はこれを黙認していたのみならず、大量のコンドームや消毒剤を各現地部隊に輸送する手配を行った。しかし、日本軍の慰安婦制度のように慰安所の経理への介入や女性の物理的拘束といった強権的監督統制は行わなかった。また、連合軍側が利用した女性達は現地の既存の商業売春婦であり、日本軍のように多くの女性を強制連行したり騙したりして強姦同然に「売春」を強要するという事はなかった。

日本軍の慰安婦制度の場合、他国の軍管理売春と比較して以下の5点において特殊性が見られる：

- 1) 地理的な広範囲性(アジア太平洋全域、女性が移動させられた距離の長さ点でも極めて特異)
- 2) 性的搾取を受けた女性の絶対数の多さ(推定8～10万人と言われている)
- 3) 性的搾取を受けた女性の多民族性(朝鮮人、中国人、台湾人、インドネシア人、オランダ人、南西太平洋諸島のメラネシア人など)
- 4) 女性に対する性的暴力の度合いの激しさと期間の長さ(数年にわたる監禁同様の状態での、しばしば暴力を伴う性奴隷的取り扱い)
- 5) 軍指導部と政府による統制(陸軍省、外務省による関与)

慰安婦と売春婦の根本的な共通性、強姦の本質

性奴隷においては女性の性が物財化(commodified)され女性の個人としての人間性が非人格化(de-personalized)されている。しかし、この性の物財化と個人の非人格化は「慰安婦」だけにみられる特徴ではなく、あらゆる形態における強姦、さらには通常の商業売春にさえ共通にみられる根本的な特徴である。売春婦であるということは、彼女(あるいは稀に彼)の身体と性が対象化され物財化され、非人格化されていることを意味している。買われた時間内において、その身体全体が客の所有物となり、彼女の人格的自律性が剥奪される。売春婦は客に買われている間は、客であるその男性に物理的に全面支配され従属しているだけでなく、人格的にも支配され従属している。したがって、この意味において、売春婦と(性奴隷を含む)奴隷との間には根本的な共通性がみられる

強姦は単に男性が暴力的に自己の性欲の発散を行うという行為ではない。強姦は他の動物には見られない、人間だけに見られる特殊な行動であり、女性を強姦することにより、男性は「他者に対する支配力」を自己確認する。「輪姦」は複数の男性が互いにその支配力を誇示しあう集団行動である。戦争においては輪姦が頻繁に行われる。

結論：植民地化と性搾取は同時進行する

慰安婦制度を単なる戦争期だけにおける女性の性奴隷化という思考的枠組みの中で極めて特殊的な出来事として分析しようとする、その本質を捉えることができなくなる。慰安婦制度は、日本帝国主義という天皇制家父長国家が植民地を支配する過程の中で、植民地の女性の性をも支配していくというプロセス、すなわち、他民族国家の支配と性の支配をパラレルに貫徹させていくという包括的な理論的枠組みの中で捉えてこそ、初めてその本質を明らかにできる問題である。

他民族国家の支配と性の支配のパラレル化は普遍的に見られる問題でもある。大英帝国によるインド植民地化の過程では、インドにおける売春業が急速に拡大していき、インド社会全体に由々しい影響をもたらした。オランダに植民地化されたインドネシアにおいても、植民地直後から売春業が拡大していった。商業売春が存在する社会的条件を備えていなかったオーストラリアやアメリカ大陸を英国が植民地化する過程においては、アボリジニやアメリカン・インディアンの女性達が強姦され、その結果性病が先住民たちの間に蔓延し、女性の不妊症を引き起こし、最終的にはこれらの先住民人口の大幅な現象を招く大きな原因の一つとなった。同じような現象が、和人に植民地化された北海道のアイヌ民族にもみられる。

したがって、家父長制帝国主義国家による他民族国家の支配と性の支配の同時進行現象は、日本帝国主義だけにみられるという独自の現象ではない。しかし、それが政府の緊密な協力を得て、軍による大規模で組織的、暴力的な性支配機構にまで拡大していったようなケースは、慰安婦制度の他には類例がないように思われる。

推薦参考文献

* 吉見義明著『従軍慰安婦』岩波新書 1995年

* 田中利幸著『知られざる戦争犯罪』大月書店、1993年、 第3章「戦争における女性虐殺・

強姦・強制売春」

* マリア・ロサ・ヘンソン著『ある日本軍「慰安婦」の回想 – フィリピンの現代史を生きて』岩波書店、1995年

* 韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会編『証言：強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』明石書店、1993年

* 金富子、宋連玉共編『「慰安婦」戦時性暴力の実体 I』緑風出版 2000年

* 西野留美子、林博史共編『「慰安婦」戦時性暴力の実体 II』緑風出版 2000年

* 池田恵理子、大越愛子共編『加害の精神構造と戦後責任』緑風出版 2000年

* 内海愛子、高橋哲哉共編『戦犯裁判と性暴力』緑風出版 2000年